

ICCLC NEWS

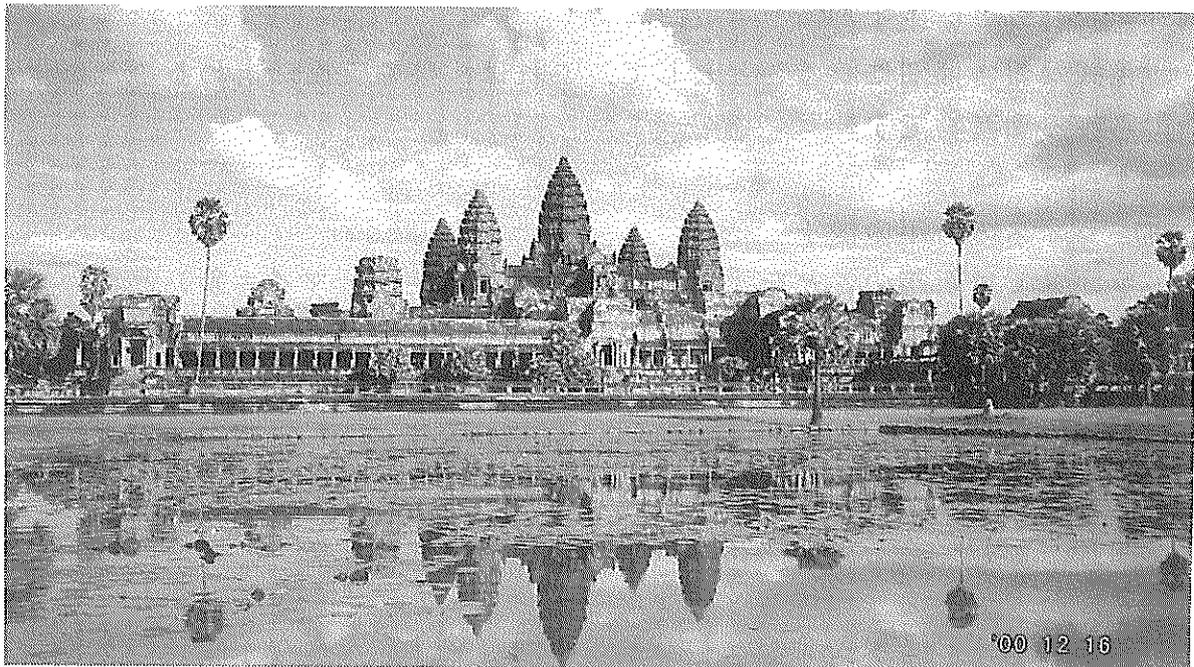
財団法人国際民商事法センター
第 13 号 2001年3月

HEADLINE

ベトナム、カンボジアに続きラオスからも法整備支援の要請が強くなっており、昨年末、国際協力事業団は調査団を同国に派遣しました。これと平行しラオス司法省からの法制度整備のアドバイザー派遣の要請に基づき、法務総合研究所の山下輝年検事が1ヶ月半同地に滞在し、ラオス法制度の状況を調査されましたので、そのレポートを掲載します。

カンボジアに対する民法・民事訴訟法起草支援事業は、2年を経過し順調に進行していますが、本プロジェクトの成り立ち、取組体制及び今後の進め方について事務局研究員の畑中久彌氏に整理していただきました。法制度整備支援がどのように行われているか、具体的内容が記載されていますのでご一読下さい。

- 1 ラオスで感じたこと
法務総合研究所総務企画部付検事 山下 輝年 …… 2 頁
- 2 ラオスの司法制度概要
法務総合研究所総務企画部 …………… 9 頁
- 3 カンボジア新民法・新民事訴訟法の起草支援と法曹養成の取組み
カンボジア法整備支援事務局非常勤研究員 畑中 久彌 …… 12 頁



カンボジアの世界遺産・アンコールワット遺蹟

ラオスで感じたこと

法務総合研究所総務企画部付検事

山下輝年

平成13年はラオスで新年を迎えました。

なぜラオスにいたかと言いますと、司法制度を調査するためです。平成12年4月、横浜地方検察庁検事から法務総合研究所教官（総務企画部付）となり、発展途上国に対する法整備支援という耳慣れない業務に携わるようになりました。そのときは、まさか世紀をまたいでラオスに滞在することになるうとは思ってもみませんでした。しかし、同僚の榊原一夫教官の1か月半にわたる調査を引き継いで、同じく1か月半の間、ラオスにて司法制度とその実情の調査をしました。ラオスに対する継続的な法整備支援を実施するかどうか、どのような支援が可能かを判断するためです。

まず、ラオスの概略を説明しますと、周囲を中国、ヴェトナム、カンボジア、タイ、ミャンマーに囲まれた内陸国で、日本の本州の広さに人口500万人（多民族）が住む農業国。言語はラオ語で、タイ語とほぼ同一。通貨はキップ（1万キップが約140円）ですが、米ドル、タイバーツもごく普通に通用します。文化圏としてはタイですが社会主義国で、司法制度は中国・ヴェトナムとほぼ同一。と言っても最初の法律ができたのが11年前にすぎず、法律の数は現在46。ちなみに、ラオスという国名は、植民地支配したフランス人の単純な誤解により、現地の呼び名ラオを複数形にしたのが始まりと言われています。

正式な報告は別に譲ることとして、これは法整備支援に携わることにより得られる副産物です。

1 ラオスの新年の様子

ラオスでは新年のことを「ピー・マイ」（ピー＝年、マイ＝新）と言いますが、ここの新年は1月1日が祝日になっているだけで、1月2日から通常の生活が始まります。以前から、太陽暦の新年は取り立てて行事はないと聞いていたものの、日本の常識から言えば、御用始めであり、年頭の挨拶や訓辞、賀詞交換などが行われることが当然のことになっております。ですから、いくら何でも、ラオスでも似たようなことがあるのではないかと思い、わざと面会予約を取らずに司法省にぶらっと立ち寄ってみました。しかし、何も行われておらず、普段と全く変わるところがなく、なんだか拍子抜けしてしま

いました。要するに、たまたま週末と重なり3連休になっただけで、通常の生活が「始まる」と言うよりも、通常の生活が「続いている」と言ったほうが適切です。

ラオスでは旧正月も大した行事はないらしく、ラオスの新年は4月だそうで、この時期に盛大な行事があり、ピーマイと言えはこれを指すのだそうです。

考えてみれば、東南アジアや東アジアでは旧正月か仏暦の正月を盛大に祝っているのが主流であるのに、日本だけ（この際、フィリピンやイスラム教国は忘れてください）、太陽暦で祝っていることになります。明治5年12月3日が明治6年1月1日になったのですが、当時の日本人は相当混乱したか、逆に、日付は変わっても生活習慣は依然として旧暦に従っていたのではないかと思うのです。しかし、時を経て、現在は何の違和感もなく太陽暦に従っています。私個人の経験でも、せいぜい七夕とお盆を旧暦でやっていた覚えがありますが、今やお盆のみでしょうか。旧暦を含めて多彩な情報を織り込んだ日めくりカレンダーも見かけることはなくなり、改めて西洋文明の取り入れが徹底してきたことを痛感する次第です。

2 ラオスの気候と生活の一端

ヴィエンチャンの現在の気候は、昼は暑く、朝夕は涼しいといったところです。しかし、ラオスの人々は「涼しい」ではなく、「寒い」と言っております。ラオプラザホテルの私の部屋からはプールが見えるのですが、西洋人がプールで泳ぎ、プールサイドで日光浴をしているのに、同じ時間帯に外を歩くと、ラオス人はカーディガンを着ている人もおり、その感覚の違いに驚かされます。日本の秋や冬に本邦研修を実施しているということは、彼らにとっては、もしかしたら極寒の地にいるような気になるかもしれません。それもまた貴重な経験ということになるのでしょうか。

一方、逆の現象も見られます。実は、年末年始を利用してヴィエンチャンの北方180km、車で約3、4時間走ったところにあるヴァンヴィエンという景勝地に行って来ました。眼前には清流の川が流れ、切り立った山々が並んでいる名所ですが、朝夕はかなり冷え、それこそ長袖やカーディガンが必要です。この地一番のホテルのシャワーはと言えは、日本では見たことがありませんが、湯沸かし器タイプであり、湯船はありません。蛇口をひねってみても水であり、そんなはずはないと思って探してみると、壁に設置された電灯スイッチらしきものがありました。これだと思い、スイッチを入れてみると湯沸かし器のランプがつき、お湯も出て一安心。お湯を出したまま悠々

と洋服を脱いでシャワーを浴びていると、ものの5分もしないうちにバチッとスイッチが下りたのです。ブレーカーが下りたような音を想像してください。しょうがないなと思いつつスイッチを入れようとしても、お湯を使える合計時間でも決まっているのか、はたまた壊れたのか、今度はスイッチが空回りして上がりません。ホテル従業員は片言英語しか話さないの苦情を申し入れるのも無駄と知っているうちに、冷たい水になって、風邪を引きそうな感じになり、慌ててシャワーを止めてベッドに潜り込む始末でした。

ところが、翌朝7時ころ起きて外に出てみると、この寒いのに何と若い女性二人が川を風呂代わりに使い、髪や体を洗っていたのです。裸ではありませんので、念のため。シンという洋服地（巻きスカート）を体に巻いて、そのまま冷たい水に入っているのです。洋服を着たまますから、濡れた洋服が体にまとわりつき、冷たさは倍加するのではないのでしょうか。いわば寒中水泳のようなものですが、寒そうな素振りは一切見せず、終わっても暖を取るわけでもなく、何事もなかったようにタオルで体を拭いて、新しいシンに着替え（この場合、濡れたシンは体を隠すバスタオル代わりになっております）、そのまま引き上げていきました。見ている私が風邪を引きそうな感じだったのです。

その横では、川の水で洗濯をしている女性がいました。もちろん手洗いであり、洗濯を終えると、バケツ二つに洗濯物を入れ、天秤棒で担いで去っていきました。当然のことながら、お風呂も洗濯機もない生活で、まさに「おばあさんは川へ洗濯に行きました。」の世界なのです。

考えてみれば、私の母親も三十数年前は、さすがに川ではありませんが、冬でも、たらいの水に洗濯板でゴシゴシと洗濯していましたので、年輩者にとっては驚くべきことではないかもしれません。しかし、今この生活をしろと言っても無理があるでしょう。炊飯器、冷蔵庫、掃除機、テレビ、パソコン、冷暖房、電子レンジなどなどに慣れきった日本人（厳密には私個人）には、こういう生活は到底できそうもありません。どうやら、電気や電化製品の普及は、人間を軟弱にしてしまったのではないかと感じた次第です。

3 国立大学の様子

次は、仕事に関係のあるラオス国立大学法学部（1995年創設）の話で、校舎と寮を見学の様子を記します（以下は、印象に残ったものだけの記載のため、驚きの連続のように感じられるかもしれませんが、消極評価をしている訳ではありませんので、念のため）。

法学部の教員は、合計25名、うち20名は過去2年に卒業したばかりで、

その半数は英語やフランス語の外国語教員です。実質的な法学教育は、司法省等から来る非常勤講師でまかなっております。

大学生は、学費は無償で、月7ドル程度の奨学金が出ますが、もちろんこれでは不十分です。制服を着ることが決まっており、男性が上は白シャツ、下は黒のズボンで、女性も配色は同じですが、下は黒のシン（巻きスカート）です。話はそれますが、ラオスの役所では女性は巻きスカートでなければ入ることが許されないようで、国際協力事業団（JICA）の日本女性職員もこれに従っております。しかし、国連開発計画（UNDP）の英国女性はズボンで出入りしていたので、外国人には適用していないはずですが、この違いに関して、ラオス人が気付いているのかどうか関心がありますが、答えはある程度予想されますので、あえて聞いておりません。

大学の話に戻ります。教職員室を見て回ると、壊れたコピー機が置いたままで、その横に真新しいコピー機があります。コンピュータールームがあるというので行ってみると、教室一杯にデスクトップ型のパソコン合計29台が並び、その光景は壮観ですが、使われている様子がありません。ホストコンピュータが壊れているため、全部が動かないという説明でした。10年以上前の機種だそうです。維持管理することもできず、捨てることもできず、まさに無用の長物として置かれている感じがあります。法学部長は、冗談交じりではありますが、次のように言うておりました。「せいぜい、学生を連れてきて、『これがマウスだ、これがキーボードだ、これが画面だ。』と教えられただけだ。」と。実物大のカタログ教材といったところでしょうか。もちろん、教職員室にはちゃんとしたパソコンが一部入っておりますので、その点は誤解のないようにお願いします。

しかし、コピー機といい、パソコンといい、日本なら業者を呼んで修理してもらおうのですが、そういうことも困難な状況にあるというのが実情かもしれません。その結果、少しでも動かなくなれば原因が分からず、そのまま放置されてしまうのかもしれない。ソフトの支援のないハードの支援の結末を見る思いであり、法整備支援の在り方を実感させられます。

図書室も貧弱であり、ラオス語の法律図書は国際機関の支援で作ったベンチブック1冊（裁判官用法律教材）のみで、後はフランス統治下の法律か、各種支援機関から寄付されたと思われる外国図書ばかりです。我が身を振り返れば、学者ではあるまいし、外国語で法律を勉強しようとは思わずもなく、ラオスの学生にとっても、おそらく飾りにしかならないのではないのでしょうか。

2階にも図書室があるというので行ってみると、図書と言えるものはなく、

学生が数人で机を囲んでいました。つい先日、本邦研修に来ていたヴィライさん（新卒の女性教官）がおり、全員で何か色紙で飾り物を作っておりました。何でも先日行われた体育祭の祝勝パーティーをやるので、その準備だと言うのです。先生（と言っても昨年卒業したばかり）とパーティーの準備とは、中学か高校に戻った感じで、大学生にしては無垢で純粹であるという印象を受けます。

法学部長は、案内しながら、「法律用語は難しくて私にも分かりにくい。」と言ったのですが、謙遜して言っている様子でもありません。私にしてみれば、仮にも法学部長にある人が、法律のことに詳しくないのかなと思ひ、それにしても何とも正直というか、内心、苦笑せざるを得ませんでした。

さて、寮に行ってみると、豚小屋を改造した寮ということであり、長屋が2棟並んでおります。部屋をのぞくと、中は非常に薄暗く、一部屋に木製ベッドが5～7個あり、共同生活です。女性の部屋の中はさすがに比較的きれいにしておりました。敷地には、鶏、山羊、ウサギ、アヒルがおり、いずれ食用になるということです。シャワーもトイレも野外です。長屋の前には洗濯物が干してあり、例えて言えば難民キャンプのような感じです。海外青年協力隊の経験がある人、あるいは世界各地の貧困地帯に行った経験がある人にとってみれば驚くに値しないのかもしれないかもしれません。私も、ウガンダの小学校を見た経験がありますが、大学の法学部でこのような状況を見たのは初めてです。いわば経済的に何不自由なく育ってきた私の感覚で言えば、「これで勉強しろと言っても無理だろう。」という感じです。本当に勉強したい学生は、昼間、図書館か木陰で外国語の法律図書を相手に勉強するしかないという感じなのです。

法整備支援の第一人者で、民法不法行為・環境法の専門である森脇昭夫名誉教授は、「勉強する人はどんな環境でも勉強する。」と言っておりましたが、一方で、「一人当たり月10ドル、1年で120ドル、学生150名として全部で1万8,000ドル、200万円程度か。個人名を冠にしたフェローシップでも作れば一躍ラオス法学教育の英雄だね。」と冗談交じりに言っておりましたので、何か感じるどころがあったのではないかと思います。

以下は、その森脇教授の弁で、印象に残った内容です。

「時代の流れを縦系に取れば、日本もこのような時代があり、それはわずか40～50年前の話であり、自分も食べる物にも事欠く経験をしてきたし、ラオスほどではないにしても法律図書もあまりなく、似たような経験をしてきた。一方で、現在という時代を地域的に横系に取れば、その困難な状況が発展途上国に現実存在する。若い人にとって、法整備支援に携わって現地

を見るということは、そういう諸々のことを知ることができ、現代日本の環境が所与のものとして、当然のように存在するものでないことを知るだけでも意義がある。」

4 ある小学校の風景

次は、教育の基本たる小学校の見学です。市の中心にあるホテルから車で東へ15分か20分行ったところにある小学校で、その校舎は日本の支援で建てられたものです。校舎といっても、平屋一棟で、教室は5室です。ラオスの教育制度は5・3・3・5制度であり、小学校は5年制です。要するに、この小学校は1学年1クラスで5年生までいるので5室あるのです。

1クラス40名以内と決まっているということですが、先生は、若い男性（校長）と女性二人しか見当たりません。ならば、40名以内という基準は何のためにあるのかと思わざるを得ません（もっとも、実際には20～30名程度ですし、先生の数にしても一時的にいないのかもしれませんが）。女性二人のうち、年上の先生は、見た目は道ばたで物売りしているおばさんと全く変わらない感じで、乳飲み子を抱きながら児童に勉強を教えていました。聞けば、自分の子供であり、預かってくれる所がないから学校に連れてきているのだそうです。

各教室を見ると、日本の正常な感覚から言えば（学級崩壊を除く）、とても授業と言える感じではありません。もっとも、見慣れない日本人が3人も来たので気が散ったせいかもしれません。1年生から5年生まで、教室の中に置いてある机と椅子は同じもので、どう見ても大人用か中学生以上で使われるもののようです。当然、体格に合っていませんから、1年生は、席についてはいるものの、座ると見えなくなるので、立ったまま机に腕をつけて授業を受けていました。

3年生のクラスを見ると、明らかに就学前と分かる女の子が一人、3年生の女の子の横にちょこんと座っております。両親が働いているため、妹がお姉さんにくっついて教室に来て、そばに座っているのです。

しばらくすると授業の終わりを告げる鐘が鳴りました。鐘と言っても、金属板をトンカチのようなもの叩くものであり、当番らしき小学生の男の子がガンガンと叩くのです。すると、いっせいに児童全員が校庭に出てきて、休み時間になって遊ぶのかと思えば、学年ごと（すなわちクラスごと）に整列し、5年生二人が全体の前に出て、体操を始めました。日本なら、さしずめ、二人が児童会長か体育会長で、列に向かって体操のお手本を示すと思います。しかし、向かい合うと、低学年の子供が左右反対の動きをするため

しょうが、その二人は列にお尻を向けて（つまり、皆と同じ方向を向いて）体操を始めたのです。かけ声は日本と同じで、1から8まででした。

その周りを就学前の子供が2、3人うろうろしております。

着ているものは、決してきれいではなく、体も洋服もはっきり言って砂で汚れて汚く見えます。履き物はゴム草履、サンダル、スリッパ、あるいは裸足です。もっとも、気候は温暖で、砂ぼこりのある国ですから、靴よりも合理的ではあるのです。

しかし、しかしです。皆が学校を楽しんでいる様子であり、何と言っても全員の目が驚くほど澄んでいました。教育内容やその程度は低いのかもかもしれませんが、考えてみれば、先生が抱いている乳飲み子も、お姉さんについてきた妹も、「門前の小僧、習わぬ経を読む」となるかも知れませんが、あるいは皆に互助の精神を教えているのではないのでしょうか。と言うよりも、既に実践しているのかも知れません。

こんな授業では十分な教育（学力的な意味のもの）を受けられないなと思いつつも、何だか考えさせられた上、気持ちが清々しくなった小学校見学でした。

5 ラオスを感じさせるもの

ラオスでは、よく鶏、牛を見かけます。オートバイ（カブ）には、小さな子供が運転者の前にちょこんと座り、両手でハンドルにしがみついています。子供が大人用の自転車に乗っており、サドル（昔は「鞍」という呼び方が普通だった気がする）には座らず、体を上下させながらペダルをこいでいる光景も見られます。いずれも私が子供のころに経験したもので、何となく懐かしい光景です。このような次第ですから、44歳の私よりも、更に10年以上も上の年代であれば、そして、地方や農家の出身であれば、仮にそうでなくても苦学してきた人であれば、ラオスを訪れない手はないように思います。どこか感じるところを発見すると思います。

しかし、それも今でなければならぬかも知れません。というのは、わずか半年前に検察セミナーで2週間訪れたときと比較すると、ヴィエンチャンの中心部は明らかに車やオートバイの量が増えております。信号機も、数は少ないものの、次第にできてきております。道路も良くなってきました。街灯も増えております。車やオートバイの増え方は目を見張るものがあります。性能も良くなっており、以前はカブのようにゆっくりとしたオートバイが多かったのですが、現在は高速オートバイが増えております。

何しろ、半年前は、交通量はまばらで、平気で道路を横断していたのです

が、現在は、一度立ち止まってから、しばらく車の流れが途切れるのを待たなければならないほどです。時には車の流れが途切れないので、中央までゆっくりと歩き出し、自分の体を張って車のスピードを落とさせ、横断している状態です。感覚的には、わずか半年で3倍から5倍くらい車両が増えた感じがします。ヴェトナムのように収拾がつかなくなるのも時間の問題のような気がしてきます。それでも、地方都市は、逆の意味でまだまだ健在かもしれません。

このような光景に触れると、法整備支援は、ラオスの経済発展に寄与することを目指すのですが、身勝手な郷愁とは思いつつも、現状を残したままの発展というものはないものかという感を強くし、帰国の日を迎えることになりました。

ラオスの司法制度概要(メモ)

H13.2/9 時点

法務総合研究所総務企画部

1 一般情報(1998年時点)

ラオス人民民主共和国

(1953年10月独立、国連加盟は1955年12月、1975年建国)

面積	237,000k m ²	(日本 378,000k m ² , 1 : 1.6)
人口	516 万人	(日本 1 億 2,600 万人, 1 : 24)
GNP(一人当たり)	320 米ドル	(日本 32,350 米ドル, 1 : 94)
言語	ラオス語(タイ文化圏, タイ語と酷似)	
その他	チンタナカーン・マイ(新思考)政策を1986年に採用し、市場経済への移行を目指す	

2 統治機構

いわゆる社会主義モデルとしての統治機構(中国、ヴェトナム等と類似)

- ・最高機関たる国民議会(立法府)の下に、行政府及び司法府が存在

- ・首相府(行政府の頂点)の下に各省があり，司法省はその一つの省
- ・司法府は，最高人民裁判所及び最高人民検察院(いずれも国民議会に直属) 欧米型の権力分立ではなく，民主集中制であり，「権力分配」と称している。

3 司法制度

沿革的には，フランスの植民地時代にフランス制度が導入され，その後，ソ連の司法制度の影響を受けている。

(1) 裁判所について

- ・種類 最高人民裁判所，下級人民裁判所，軍事裁判所の3種類
- ・3級制 最高人民裁判所，プロビンス級人民裁判所(日本の地裁に相当)，
ディストリクト級人民裁判所(日本の簡裁に相当)の3種類
- ・2審制 原則は2審制で，第1審裁判所の直属上級裁判所が控訴審を担当
- ・監督審及び再審制度の存在
 - 監督審：判決の効力発生後，重大な法令違反又は事件の状況に適合しない場合があるとき，当該判決に対して上級の検察院が不服申立て可能
 - 再審：判決の効力発生後，事実認定の誤りがあれば，再審可能
- ・裁判体 事件の大小やレベルに関係なく，裁判官3名の合議体で審理
- ・人員等 最高人民裁判所 合計約50名(裁判官11名)
下級人民裁判所 プロビンス級18庁・裁判官54名
ディストリクト級141庁・裁判官352名
- ・最高人民裁判所長の任命権は国民議会にあり(その他の裁判官は常任委員会)，下級裁判所の組織(人員・予算等)については司法省の監督下にある。

(2) 検察制度について

- ・人民検察院の構成 (裁判所の構成に対応)
最高人民検察院，下級人民検察院(プロビンス級とディストリクト級)，
軍事検察院が存在する。
- ・検事総長は国民議会により任命
- ・検察院の権限
公的機関，団体，市民による法律遵守を監督し，公訴を行うこと。
また，捜査の適正，裁判所の正当な法適用，判決の執行，身柄拘束機

関の適正等につき監督権限を有し、捜査権限も有する。

一般監督権限や裁判の監督権限が存在することから

① 確定裁判に対し、法令適用の誤りを理由として、監督審の申立てが可能

② 市民間の民事事件にも法廷に立会し、裁判を監督した上、裁判に誤りがあれば監督審の申立てが可能

- ・人員等 人民検察院の総検察官数 約 110 名(ただし、ラオスでは各検察院の上位 1, 2 名のみを検察官といい、その他は捜査官、事務官と呼んでいる)

刑事司法制度(強制捜査を中心に)

- ・逮捕状発付(逮捕承認)権限は検察院にあり
- ・逮捕後の勾留期間(犯罪類型により異なる)は 3 か月(1 年まで延長可能)
- ・現行犯逮捕、緊急逮捕の場合は、24 時間以内に検察院に連絡、逮捕承認(=勾留?)判断のための身柄拘束期間は 3 日(2 回延長可能、最長 9 日)、その後に逮捕を承認して勾留が始まるが、先の身柄拘束期間は第 1 回目の勾留期間に算入される
- ・公訴権は検察院が独占(起訴判断の期間は犯罪類型により 10 日)
- ・起訴と同時に全記録を裁判所に提出(起訴状一本主義なし)、職権探知主義、公判は起訴後 1 か月以内に終了するものとされている。
- ・附帯私訴と同様の手続あり

(3) 司法省について

司法省は、現在は下級人民裁判所の人員・組織面を監督しており、裁判官の研修を実施している。

司法省は、民法等の基本所管法令につき草案作成権限を有するほか、他省庁作成に係る法案全部について審査する権限を有する。

中央の司法省職員は約 130 名。

(4) 弁護士制度

司法省監督の下にヴィエンチャン弁護士会が 1991 年に設立。

弁護士になるためには、法律専門学校卒業者については少なくとも司法省で 5 年間の実務経験が必要である。会員数 26 名(全員が司法省や裁判官の退官者)で、最若年者が 58 歳であるが、ラオスでは、当事者の親族等が代理人として活動できる。

カンボジア新民法・新民事訴訟法の起草支援と法曹養成の取組み

カンボジア法整備支援事務局

非常勤研究員 畑中久彌

はじめに

1. カンボジアの法制度の現状とプロジェクトの成り立ち
2. プロジェクトの体制
3. プロジェクトのこれまでと今後

おわりに

はじめに

カンボジアの民法と民事訴訟法の起草を支援し、三年間で草案を完成させる。そして、協同の起草作業を通じてカンボジアの法曹関係者の養成も行なう。現在、国際協力事業団（JICA）は、重要政策中枢支援という枠組みで、このようなカンボジアの法整備支援に取り組んでいます。このプロジェクトは法務省、日本弁護士連合会、最高裁判所から様々な協力を受けており、さらにJICAからの委託によって、財団法人国際民商事法センターがプロジェクトの事務局として活動しています。

この4月から、本プロジェクトはいよいよ三年目を迎えます。以下では、プロジェクトの成り立ちとプロジェクトの体制、そしてこれまでのあゆみと今後の予定を紹介します。

1. カンボジアの法制度の現状とプロジェクトの成り立ち

（1）カンボジアの法制度の現状

カンボジアの法制度は、1975年から79年にかけてのポルポト政権下において、大きな打撃を受けました¹。たとえば、カンボジアにはかつてフランス保護領時代に作られた民法典と民事訴訟法典が存在していましたが、ポルポト時代を経た今日では、その法源性がはっきりしなくなりました（旧民法、旧民事訴訟法と称することが多いようです）。また、地籍図や戸籍が当時滅失した結果、深刻な土地紛争と重婚問題が生ずることになり

¹ CHIV SONGHAK 「カンボディア研修カントリーレポート『法制及び司法における協力』」 ICCLC-NEWS 第6号（1998年）4-5頁。

ました。法曹人口も激減し（79年当時、カンボジアに残っていた裁判官は4人または5人だけだったといわれます）、さらに公証制度も崩壊しました。

ポルポト政権の崩壊後、民事法分野でもいくつかの法規が制定され、運用されてきました。たとえば、民法に関連するものとして、カンボジア市民への住居についての権利の付与に関する大臣会議令25号（1989年）、土地管理および土地利用についての政策実施に関する指導3号（1989年）、契約および契約外の責任に関する政令38号（1989年）、婚姻家族法（1989年）、土地法（1992年）等があります²。しかし、海外からの投資を含む近年の経済活動の拡大や、男女平等・子ども権利の保護といった国際的な動向、相続をめぐる争い等を前にして、規定の不備が明らかになってきました。

（2）プロジェクトの成り立ち

このような状況のもと、カンボジア政府は、法案起草作業や司法関係機関の整備等を目的とした幅広い協力を日本に求めてきました。

これに対して、四本健二名古屋経済大学助教授によるJICA短期派遣専門家としての予備調査（1997年12月～1998年3月）と桜木和代弁護士による短期専門家としての事前調査（1998年3月～7月、同年12月～1999年2月）が行なわれ、カンボジアの法制度の実態や日本の民法・民事訴訟法との相違等が明らかにされました。

1998年2月には事前調査団が派遣され、両国関係者による協議を通じて、協力要請の内容が確認されました。そして1999年2月から3月にかけて、実施協議調査団（団長：森島昭夫上智大学法学部教授〈当時〉）が現地に派遣されました。同調査団は司法省等の関係機関と協力の枠組みについて協議し、その合意内容をRecord of Discussions(R/D)に取りまとめて、これに署名しました。

本プロジェクト以前にも、フランスが民事訴訟法の起草を支援していました。しかし、必ずしも十分な効果に結び付いたわけではなく、その原因として、法案がカンボジアの実情に見合っていないとか、条文案の趣旨説明が欠けている等の事情が指摘されていました。そこで、本プロジェクトは、カンボジア側と法案の内容等について議論を重ねながら、民法と民事訴訟法の起草作業を進めてきました。

² 民事訴訟法関連の法規としては、民事手続に関する通達（1984年）、民事判決の執行に関する法律（1992年）、訴訟費用に関する法律（1993年）等があります。

2. プロジェクトの体制

本プロジェクトは最初に述べたように、法務省、日本弁護士連合会、最高裁判所から様々な協力を受けていますが、プロジェクトの基本的な体制は、国内支援委員会、作業部会（民法部会・民事訴訟法部会）、現地専門家、事務局から構成されています。それぞれの役割と構成員は次のとおりです。

国内支援委員会は、プロジェクト全体の方針を決定し、運営を管理する役割を担っています。たとえば、本プロジェクトの期間は3年ですが、年度ごとにカンボジア司法省と作業計画を協議し、その内容をR/Dという形で取りまとめています。国内支援委員会は日本側の基本方針を作成し、カンボジア司法省等との協議にあたります。

国内支援委員会は、森島昭夫委員長（財団法人地球環境戦略研究機関理事長）、上原敏夫委員（一橋大学法学部教授）、鮎京正訓委員（名古屋大学大学院国際開発研究科教授）、四本健二委員（名古屋経済大学法学部助教授）、矢吹公敏委員（日本弁護士連合会）、齋藤雄彦委員（法務省法務総合研究所総務企画部副部長）、堀嗣亜貴委員（法務大臣官房秘書課企画室長）によって構成されています。

作業部会には民法部会と民事訴訟法部会があり、民法と民事訴訟法の草案を作成しています。両部会はそれぞれ研究者と実務家から構成されていて、委員の若干の入れ替わりはありますが、現在は次の体制で起草作業に取り組んでいます。

民法部会は、森島昭夫部会長、浦川道太郎委員（早稲田大学法学部教授）、鎌田薫委員（早稲田大学法学部教授）、山本豊委員（上智大学法学部教授）、松本恒雄委員（一橋大学法学部教授）、新美育文委員（明治大学法学部教授）、能見善久委員（東京大学法学部教授）、野村豊弘委員（学習院大学法学部教授）、棚村政行委員（早稲田大学法学部教授）、佐藤恵太委員（中央大学法学部教授）、南敏文委員（横浜地方裁判所判事）、徳田園恵委員（法務省民事局付検事）、黒川裕正委員（法務省法務総合研究所総務企画部研究官）、亀田哲委員（法務省人権擁護局調査課補佐官）によって構成されています。今年4月には、新たに一名の委員を迎える予定です。

民事訴訟法部会は、竹下守夫部会長（駿河台大学学長）、上原敏夫委員、山本和彦委員（一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授）、松下淳一委員（学習院大学法学部教授）、三木浩一委員（慶応大学法学部教授）、池田辰夫委員（大阪大学法学部教授）、大村雅彦委員（中央大学法学部教授）、春日偉知郎委員（筑波大学社会科学系教授）、高田昌宏委員（早稲田大学法学部教授）、柳田幸三委員（東京地方裁判所判事）、千葉和則委員（法務省法務総合研究

所研修第三部教官)、武智克典委員(法務省民事局付検事)によって構成されています。

さらに国内支援委員の矢吹弁護士が民法部会と民事訴訟法部会の研究会に、前短期専門家の桜木弁護士が民事訴訟法部会の研究会に参加しています。また、両部会の研究会は議事録が作成されていて、民法部会は畑中久彌事務局非常勤研究員が、民事訴訟法部会は河野憲一郎事務局非常勤研究員(一橋大学大学院法学研究科博士課程)が担当しています。

現地ではJICAの派遣専門家が日々プロジェクトに携っています。プロジェクト一年目の1999年8月までは、JICA委託による本プロジェクト専門家の坂野一生氏と山田洋一弁護士が、それ以降は坂野一生氏と今和泉学弁護士が派遣されています。現地専門家の任務は、ワークショップ、用語確定会議、現地調査等の準備や実施、カンボジア司法省や他の関係機関(商業省、土地登記局、閣僚評議会等)、支援国(フランス等)、支援国際機関(世界銀行やアジア開発銀行、OXFAM等)との協議、法制度を含む様々な情報収集、会計業務等、多岐にわたります。

さらに国際民商事法センターに日本側事務局が設けられ、プロジェクトの日常的な運営管理や資料管理等、事務センターとしての機能を果たしています。

以上は日本側の体制ですが、カンボジア司法省においても、ウク・ヴィトン(Uk Vithun)司法大臣、スイ・ヌー(Suy Nou)次官、アン・ボン・ワッタナ(Ang Vong Vathana)次官を中心とする本プロジェクトの体制が組織されています。

3. プロジェクトのこれまでと今後

(1) 起草作業の基本的な進め方

本プロジェクトの主な目的は民法と民事訴訟法の起草です。民法部会と民事訴訟法部会がそれぞれの原案を国内の研究会において作成しています³。両部会ともほぼ一ヶ月に一度の割合で研究会を開催していて、今年の3月で、ともに27回を数えることになります。毎回、ほとんどの部会構成員が出席し、議論は4時間におよびます。

また、本プロジェクトは、カンボジア側との協同作業によって法案を起草するという方針に立っています。そこで、日本側で原案を作成した後、単に

³ カンボジア側の理解の便宜を図るために、原案に注釈を付し、規定の趣旨やカンボジアの関連法規、他国の参照条文等を説明しています。

これをカンボジア側に手渡すだけでなく、カンボジア司法省と共同でワークショップを開催し、原案をともに検討してきました。プロジェクトの一年目と二年目を通して、民法のワークショップは14回、民事訴訟法のワークショップは8回開催されました。

ワークショップでは、日本から部会構成員が数名現地に出張し、カンボジア側の参加者と数日をかけて協議します。日本側から原案の趣旨等を条文ごとにあるいは何条分かをまとめて一説明し、それに対してカンボジア側が意見や質問を出す、という形で議論が進みます。カンボジア側からは、司法省の次官や次官補をはじめ、裁判官、検察官、弁護士、司法省の職員が参加しています。他省からの参加もあり、とくに土地登記局（国土管理都市計画建設省）は不動産関連の規定について、商業省は法人等の規定について、各省の基本方針やカンボジアの実情をふまえた意見を述べています。さらに他の支援機関からの参加があるときもあります。このようなカンボジア側の出席者は、ワークショップの開催時期にもよりますが、十数名におよびます。



（2000年12月、明治大学法学部新美育文教授によるワークショップ・於カンボジア司法省）

ワークショップにあたっては、条文案をはじめとする日本側の提出資料の翻訳が必要になります。これらの資料は、日本語から直接クメール語に翻訳するのを原則としています。外注による翻訳の後、甲斐峰雄事務局専門職員

(早稲田大学大学院アジア太平洋研究科博士課程)と坂野専門家がこれを校正し、カンボジア側に配布しています。両氏はワークショップや起草者研修等の通訳もしていて、主に甲斐氏が日本語からクメール語への、坂野氏がクメール語から日本語への通訳を担当しています。また、本プロジェクトに関心を持つ人々(たとえば他の支援国や支援機関)がプロジェクトの内容を把握しやすいように、民法と民事訴訟法の条文案については、クメール語版とともに一正文という位置付けではありませんが一英語版の作成を進めています。たとえば民法部会は、後述の商事契約法案との調整作業をより効果的なものとするために、民法典の契約関連規定を先行的に起草しました。現在、今和泉専門家を中心にして、その部分の英訳を急ピッチで進めているところです。

ワークショップが終了した後は、そのフォローアップが行われます。たとえば、ワークショップで出された意見をふまえ、部会の研究会で議論し、原案の修正を行なっています。また、現地で録音されたワークショップの議論を反訳し、議事録として保管しています。

以上に加えて、プロジェクトの二年目にはカンボジアから起草作業に携るスタッフを日本に招聘し、民法と民事訴訟法の起草ための支援研修を行ないました。三年目もこれと同様の研修を行なう予定です。

(2) 民法の起草作業

プロジェクトの一年目、民法部会は、カンボジアの法的伝統や社会実態を調査しつつ、民法の柱となる論点についてカンボジア側と協議することを起草作業の主眼に置きました。二年目にはその結果をふまえて、自然人、法人、物権総論、物権各論、債権総論・契約総論⁴、売買、不法行為、担保物権、人的担保、親族(一部分)について要綱試案が作成されました。要綱試案といってもほぼ完全な条文案になっており、さらに各条には注釈が付けられています。そのうちの一部は、すでに条文案として完成されました。また、知的財産法については、カンボジア側から民法典に規定して欲しいと強く求められているところ、これにどのように応えるかについて議論してきました。さらに、司法省だけではなく商業省や文化教育省とも協議を重ね、知的財産分野でどのような支援が必要かを検討してきました(著作権法や不正競争防止法等)。

このように民法の原案を作成するにあたっては、カンボジア旧民法をはじめとする様々な民法関連法規(起草段階のものも含めて)を参照してきまし

⁴ ただし、編別の仕方は、債権総論・契約総論としているわけではありません。

た。とくに裁判官は旧民法に指針を求めることが多いので、たとえ起草中の民法が旧民法の立場を採らない場合でも、旧民法の該当条文には十分に配慮してきました。

プロジェクト二年目には、民法の起草者向け特設研修を9月末から10月上旬にかけて行ない、カンボジアから11名の研修員を招聘しました（そのうち二名は国土管理都市計画建設省から、一名は商業省からの参加）。ここでは民法関連の用語を確定する作業と、ワークショップで検討した要綱試案をさらに協議する作業が行なわれました。また、カンボジアでは登記制度の整備が急務であることに鑑み、日本の登記所の見学が行なわれました（船橋市登記情報センター）。以上に加えて、物権変動や土地と建物の関係等、カンボジア民法を起草するにあたって欠くことのできない法理論の講義が行なわれました。

さて、本プロジェクトの予備調査、事前調査から現在までの作業を通じ、カンボジアの事情がかなり明らかになってきました。民法の起草作業ではこれを受けて、様々な論点について、カンボジアの実態を反映した法制度を工夫してきました。

たとえば、土地と建物の関係をどうするかという問題があります。カンボジアにおける建物の状態（堅固か非堅固か等）とともに、現在整備中の登記制度の実態が明らかになってきました⁵。そこでは土地登記簿に建物を記載するようになっていきますので、土地と建物を別個の不動産とすると、新たに建物登記簿を作成することが必要になります。登記制度の早期整備という観点からすれば、土地と建物を一個のものとするのが望ましいと考えられます。しかしそうすると、他人の土地上に建物を所有したり、これに担保を設定しようとする場合について、法的な手当てをしておくことが必要になってきます。そこで物権総論と用益物権そして担保物権の規定では、この場合については建物が土地利用権に一体化するという構成を考えています。しかし、カンボジア側の意見が分裂していることもあり、慎重に協議を重ねています。

その他にも、物権変動における登記の意義（対抗要件か効力要件か）、契約における証書の意義（証拠方法か成立要件か）、他人物売買の有効性（政令38号は無効とする）、不動産の非占有質と抵当権の関係（権利証の引渡による占有移転）、編別の仕方等、数多くの問題についてカンボジアの実態把握に努めつつ（たとえば登記整備の展望等）、議論を重ねてきました。

また、民法に規定を設けるかどうかを検討すべき問題もあります。たとえば、カンボジアの土地法には、現在の混乱状態からの移行期のみ限定され

⁵ 新たな登記制度の整備は、フィンランド（FINMAP）の支援によるものです。

るような規定があります。現在起草中の民法は混乱の収束後、つまり土地の測量が進み登記され所有権が認定された後の世界を規定するものと考えられることもできます。しかし、カンボジアのほとんどの土地が登記されておらず、所有権の認定までどれほどの時間を要するかが明らかでない状況のもとでは、いつまで経っても民法の規定が適用されないことになりかねません。そこで、民法施行法等の形で対処する必要があります。その他にも、国有地の利用に関わるコンセッションの規定や少数民族、寺院の特殊な所有形態等、民法に規定するかどうか、またどのように規定するのかが問題となってきました。

民法の起草作業は基本的に以上のように進められてきましたが、さらに他省の起草する民法関連法案へのコメントや対案の提出に触れなければなりません。カンボジアでは、省庁間で法案起草の調整が必ずしも取れておらず、司法省以外の省が民法に関連の深い法案を次々と起草しています。民法部会では、これらの法案と現在起草中の民法に内容的な齟齬が生じないように、コメントや対案を取りまとめて提出してきました。これまでのところ、土地法改正案、商事契約法案、会社法案、戸籍に関する大臣会議令が問題となりましたが、ここでは土地法改正案と商事契約法案への対処を紹介します。

2000年5月、土地法改正案が近々国会に提出されるとの情報日本側に伝えられました。第2回の民法ワークショップ（1999年7月）では、民法典と重複する部分は民法典の起草に委ね、土地法改正案はそれ以外の部分を規定することで合意が得られたのですが、民法典との重複部分を削除することなく国会に提出する方向で情勢が動いてしまいました。土地法改正案は不動産の定義や所有権に関する規定をはじめ、不動産の売買や賃貸借、担保、相続から土地台帳におよぶ広範な内容を定めており、民法典と重複する部分がきわめて大きい法案でした。そこで、民法部会は急遽コメントを取りまとめて提出しましたが、同法案は民法部会の意見をそれほど反映しないまま国会に上程されました。現在も国会で審議が続けられています。

商事契約法案は、商業省のアドバイザーであったアメリカ人弁護士によって起草されました。同法案は英米法の発想に則ったものですが、たとえば契約の定義にいわゆる約因概念を含んでいたり、金銭賠償を原則とし履行強制を例外とするなど、英米圏でも議論の多い立場を踏襲していました。また、従来のカンボジアの法制度の歴史からすれば、大陸法（フランス法）の影響が強いわけですから、新たな立法に際してはこういった歴史的経緯を十分に尊重すべきであるところ、同法案はあまりにも英米法的な発想が強く、カンボジアの法曹等に混乱を招くおそれがありました。1999年9月までに意見を提出するよう求められたので、民法部会としてコメントを取りまとめ、

さらにワークショップで検討した民法要綱試案を添付して、商業省に提出しました。その後、商事契約法案は国会に上程されないままでしたが、この3月中に内容の改訂が終了するとの情報が現地専門家より伝えられました。そこで、民法部会は、民法と商事契約法案の調整をより効果的に行うために、民法典のうち商事契約法案と重複する部分を先行的に起草しました。この条文案をもって先方と調整にのぞむことになっています。

今年4月からはプロジェクトの三年目を迎えます。民法起草作業は、まず民法典の全体像を早期に明らかにすること、そして前述の商事契約法案と土地法改正案への対処を目的として、自然人、法人、物権総論、債権総論、契約総論、売買（可能であれば消費貸借と賃貸借も）、不法行為、担保物権、人的担保の分野について、日本語版とクメール語版の条文案を完成させる予定です。また、その他の分野については、日本語版の条文案を完成させる予定です。さらに知的財産法については、民法典中の知的財産関連の条文に加えて、著作権法等についても支援活動を進める方針です。

（3）民事訴訟法の起草作業

民事訴訟法部会は、まず起草の柱となる論点についてカンボジア側と協議し、一年目の途中から条文案の作成に入りました。判決手続のうち、すでに多くの規定がワークショップでの検討を終えており、残りの部分についても、今年7月頃にはカンボジア側との第一回目の検討が終了する見込みです。

プロジェクト二年目には、民事訴訟法の起草関係者6名を7月に日本に招聘し、特設研修を行いました。そこでは主に、すでにワークショップでの検討を終えていた条文案について、用語を確定するという作業を行いました。また、東京地方裁判所での実際の訴訟の見学にあたっては、訴訟の内容等に関する事前の説明や見学後のフォローアップを含めた対応がなされました。以上に加えて、民事訴訟法の講義を行い、研修員からは重要な情報が得られる等の成果がありました。

さて、本プロジェクトの予備調査、事前調査から現在までの作業を通じて、カンボジアの事情がかなり明らかになってきました。これをふまえて、民事訴訟法部会は様々な工夫を法案にこらしてきました。

たとえば、欠席判決について原案は、期日不出頭に合理的な理由がある場合にのみ故障申立てを許すというものでした。ワークショップでは、故障申立てが濫用される懸念からこれに賛成する意見がある一方、送達の実効性への疑問から、無条件に一度だけ認めるといった意見が出されました。現在のカンボジアでは、とくに地方で欠席判決が多いようですが、実際には訴状が届いていない場合も多く、判決後に司法省等に当事者から不服が述べられるケ

ースも多いようです。故障の申立てについては、このような事情も視野に入れて、さらに検討することになりました。

また、カンボジアでは審理が調査裁判と審理裁判という二つの段階に分かれていて、実質的な証拠調べのかなりの部分は、最初の段階である調査裁判の手續の中で行なわれているようです。しかし、調査裁判は非公開であり、手続的にも審理裁判のような厳密さはありません。近代裁判では、正式の公開法廷で行なわれる正規の手續たる口頭弁論によって証拠を調べることが望ましいわけですから、前述のような調査裁判での証拠調べはなるべく避けるべきものです。そこで民事訴訟法部会は、従来のカンボジアの調査裁判と共通する部分も少なくない弁論準備手續を最初に置き、そのあとに口頭弁論を置くことによって、カンボジア側の従来の伝統と近代裁判の要請をできるだけ調和させるという方針をとりました。

その他にも、附帯私訴（フランスの支援による刑事訴訟法案に設けられている）や債務拘禁、合議制を採る基準など、様々な論点についてカンボジア側と議論してきました。

以上の作業とは別に、民事訴訟法部会も関連法案に対するコメントや修正条文を提出してきました。その取組みとして、裁判所構成法案があげられます。同法案に対するコメントを求められたので、民事訴訟法部会は1999年4月に一度意見書を提出したのですが、同法案がこれを必ずしも反映しないままであることが判明しました。同法案にはいくつか問題のある規定が含まれていた（たとえば、事件の分配や上級審の裁判の拘束力等）、民事訴訟法部会として修正条文をとりまとめて提出しました。その他にも、商業省から破産法案に対するコメントを求められましたので、民法部会の意見と併せて意見書を作成し提出しました。

この4月から民事訴訟法の起草作業は三年目を迎えます。判決手續の規定は今年秋にはカンボジア側と第二回目の検討を終え、条文案として完成する見込みです。さらにカンボジア側は、強制執行と保全部分の起草も求めていますので、民事訴訟法部会では、不動産執行と担保権の実行については民法の関連規定の完成を待つ必要があるため、これらを除く部分について起草する予定です。

（4）用語確定会議

これまでの起草作業を通じて、クメール語における法律用語の確定と法文としての工夫が重要な課題であることが分かってきました。日本語の条文案をクメール語で表現する際に、適切に対応する法律用語がクメール語になかったり、法文として分かりにくくなってしまう場合があるのです。

たとえば、法人の「代表」という概念については、クメール語の「代表」にあたる言葉をすでに「代理」概念にあてているので、なかなか適切な表現を見つけることができません。かといって同じ表現でよいとすると、法人代表者の氏名の記載を求める部分が、法人の代理人の氏名という意になってしまいます。また、いわゆる「本権」についても、これをそのままクメール語で表現するのは困難です。かといって、「占有を理由付ける権利」という表現にすると、たとえば「占有訴権は、本権に関する理由に基づいて裁判してはならない」という日本語の条文案がクメール語では「占有に基づく訴えは、占有を理由付ける権利に関する理由によって裁判してはならない」という表現になってしまい、分かりにくくなります。その他にも、「この限りではない」という表現や主語がない条文等も、翻訳に際して苦勞するところです。

こうして本プロジェクトでは、クメール語の法律用語の確定と法文としての分かりやすさを重視することになりました。このような作業の重要性は、カンボジア司法省と認識を同じくするものです。そこで、民法については、まず現地でそのような観点から条文案を検討してもらい、問題のある用語等が蓄積された段階で、部会構成員が参加する用語確定会議を現地で開催し、条文案を完成させる方針です。また、民事訴訟法においても、現地での事前の検討を経た上で、部会構成員が参加する用語確定会議をワークショップの前か後に開催する方針です。

おわりに

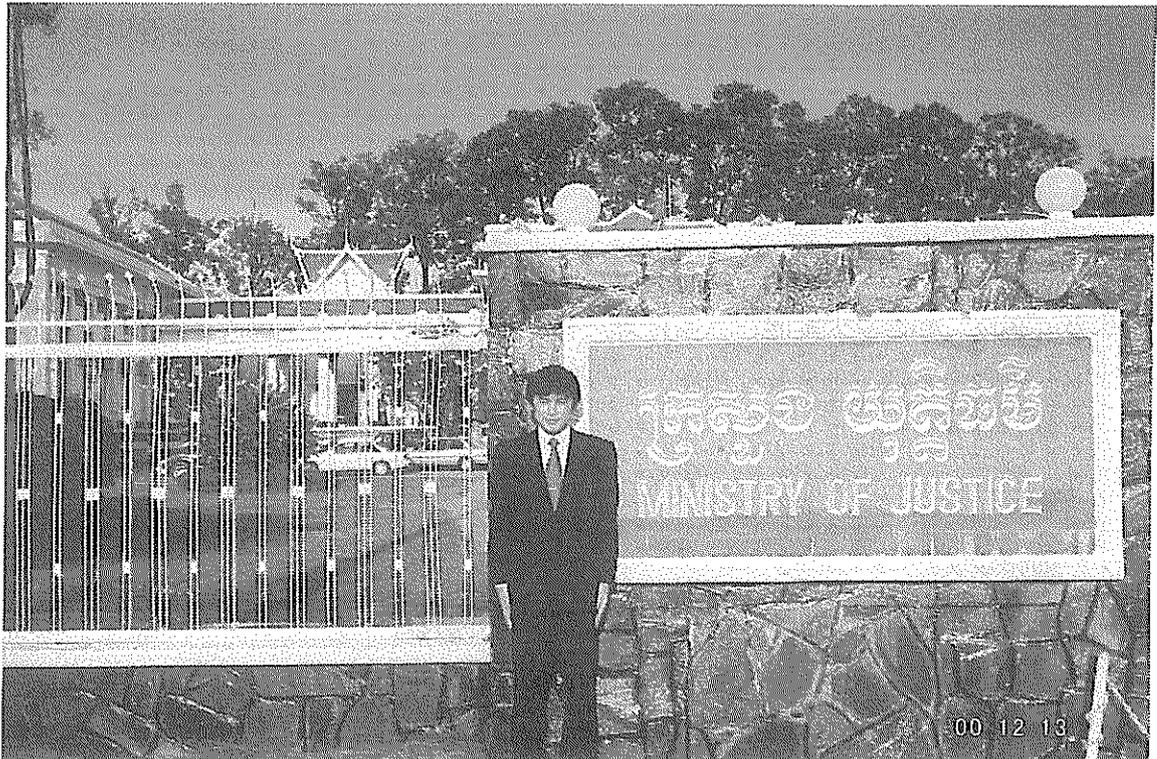
本プロジェクトは、カンボジア側と協同で法案を起草することに努めてきました。カンボジアの法的伝統や社会実態を把握し、かつ国際標準をふまえた上で、カンボジア社会で有効に機能する法案を作成することを目的としてきました。そのために、様々な立場のメリット・デメリットを示し日本側の推奨案を提示しつつも、カンボジア側と十分な協議を行ない、最終的な決定はあくまでもカンボジア側に委ねるとの姿勢に立ってきました。そしてさらに、これまでの二年間の経験から、カンボジア社会に受け入れられる法案を作るためには、クメール語の法律用語の確定と分かりやすい法文の作成がきわめて重要であるとの認識を得ました。

このような本プロジェクトの起草作業は、非常に多くの時間と労力を必要とするものです。しかし、このような作業を進めるにしたがって、現在起草中の民法と民事訴訟法は、次第にそして確実に、カンボジア民法、カンボジ

ア民事訴訟法としての個性を強めてきています。

参考資料

- 四本健二「カンボジア王国『重要政策中枢支援／法制度整備』予備調査報告書（1997年12月26日～1998年3月4日）」（1998年）
- 桜木和代「カンボジア王国『重要政策中枢支援／法制度整備』民法・民訴法関係事前調査報告書（1998年3月27日～同年7月2日）」（1998年）
- 桜木和代「カンボジア王国『重要政策中枢支援／法制度整備』民法・民訴法関係事前調査Ⅱ報告書（1998年12月17日～1999年2月14日）」（1999年）
- 山田洋一「総合報告書：カンボディア王国重要政策中枢支援（法制度整備支援）に係る技術指導総合報告書（平成11年3月2日～8月17日）」（平成11年）



2000年12月、カンボジア司法省にて筆者

民法要綱試案の例

カンボディア民法物権法

物権

I. 総則

本編は物権法に関する規定をおく。

このため、総則も、物権法に関するものとし、物権と債権を包括する財産法に関する規定は定めない。

〔解説〕旧カンボジア民法627～630条は削除

○土地法案にある不動産に関する公法的規定は民法に採用しない。不動産公法は土地法案に委ねる。

○土地法案Chapter「公の不動産」、同「公共の不動産（寺院の不動産、少数民族共同体の不動産）」については、民法に規定するかどうか検討を要する。不動産の種類を挙げて、そのような種類があることを指摘することも考えられる。なお、このような不動産が固定されて、取引の外に置かれることの是非については検討の余地はある。

1. 物

(1) 物の定義

1. 物とは、気体、液体及び固体である有体物をいう。
2. 物は、動産と不動産に分かれる。
3. 不動産とは、土地及び建物、工作物、農作物、樹木など土地に固定され移動できない物をいう。
4. 動産とは、不動産以外の物をいう。
5. 支配可能な無体財産については、特別法に規定のない限り、動産に関する規定を準用する。

〔解説〕物、不動産、動産に関する定義規定である。

○土地法案4条に不動産に関する定義がある。ここでは、性質上当然に不動産と認められる物のほかに、目的による不動産、法律による不動産、土地・建物に関する権利を不動産としているが、煩雑となり、理解に困難となるために、このような規定の仕方は採用しない。それゆえ、土地法案4条の第1段「性質による不動産」のみを不動産の定義とする。

〔参照条文〕カンボジア旧民法631条、日民法85条、86条

ច្បាប់សិទ្ធិប្រត្យក្ស

2000年10月W/S

សិទ្ធិប្រត្យក្ស

I . បទបញ្ញត្តិទូទៅ

នៅក្នុងគន្ថីនេះយើងចែងអំពីបទបញ្ញត្តិនៃសិទ្ធិប្រត្យក្ស ។ ដូច្នេះហើយនៅក្នុងវគ្គនៃ "បទបញ្ញត្តិទូទៅ" នេះ យើងចែងតែអំពីសិទ្ធិប្រត្យក្សតែប៉ុណ្ណោះឯចំណែកសិទ្ធិប្រត្យក្សនិងសិទ្ធិទាមទារឱ្យអនុវត្តកាតព្វកិច្ចដែលគ្របដណ្តប់ទៅលើច្បាប់ទ្រព្យសម្បត្តិនោះយើងមិនចែងនៅក្នុងគន្ថីនេះទេ ។

(ពន្យល់) លុបពីមាត្រាទី៦២៧ទៅមាត្រាទី៦៣០នៃច្បាប់រដ្ឋប្បវេណីចាស់ យើងមិនបញ្ចូលទៅក្នុងច្បាប់រដ្ឋប្បវេណីទេអំពីបទបញ្ញត្តិនៃច្បាប់សាធារណៈដែលចែងអំពីអចលនវត្ថុនៅក្នុងច្បាប់ភូមិបាល ។

នៅក្នុងច្បាប់ភូមិបាលChapter (អចលនវត្ថុសាធារណៈឬក៏កម្មសិទ្ធិសាធារណៈ) និងអំពីកម្មសិទ្ធិរបស់សមូហភាព (ដែលចែងអំពីអចលនវត្ថុរបស់វត្តនិងអំពីអចលនវត្ថុរបស់សហគមន៍ជនជាតិដើមភាគតិច) យើងចាំបាច់ត្រូវពិភាក្សាថាតើត្រូវបញ្ញត្តិនៅក្នុងច្បាប់រដ្ឋប្បវេណីឬអត់ ។ ហើយយើងក៏អាចគិតដោយលើកឡើងនូវប្រភេទនៃអចលនវត្ថុដែរ ។ តែយើងក៏ត្រូវគិតផងដែរអំពីការត្រឹមត្រូវឬអត់ទៅលើកិច្ចការជំនួញ ដែលយើងបានដាក់ឱ្យអចលនវត្ថុនៅជាប់មួយកន្លែងក្រៅផ្សេងនោះ ។

- 1. វត្ថុ
- (1) និយមន័យនៃវត្ថុ

- 1. វត្ថុគឺជារបស់ដែលមានរូបរាង ជាសារធាតុឧស្ម័ន ជាសារធាតុរាវ ជាសារធាតុរឹង ។
- 2. វត្ថុចែកជា២ប្រភេទ គឺចលនវត្ថុនិងអចលនវត្ថុ ។
- 3. អចលនវត្ថុមានដូចជា ដីធ្លីនិងអាគារ សំណង់ ដំណាំ រុក្ខជាតិជាដើម ដែលជារបស់ជាប់នៅលើដី ហើយមិនអាចប្តូរកន្លែងបាន ។
- 4. ចលនវត្ថុ គឺជាវត្ថុក្រៅពីអចលនវត្ថុ ។
- 5. ចំពោះទ្រព្យសម្បត្តិគ្មានរូបរាងដែលអាចគ្រប់គ្រងបាន ហើយដែលច្បាប់ពុំបានចែងច្បាស់លាស់ទេ ត្រូវអនុវត្តតាមច្បាប់ ស្តីអំពីចលនវត្ថុនេះ ។

民事訴訟法条文案の例

カンボディア王国民事訴訟法案（第1次案）

1-1（本法の趣旨、民事訴訟の目的、裁判所・当事者の責務）

修1 99/10/23
竹下守夫

第1章 通則

第1条（本法の趣旨）

民事訴訟に関する手続は、他の法令に別段の定めるがある場合のほか、この法律の定めるところによらなければならない。（1）（2）

<注>

（1）日本民訴法1条参照。

（2）カンボディア側の民事訴訟法典起草小委員会（Subcommittee）が、「第1章 通則」に規定することを要望している事項のうち、裁判官の独立は、カンボディア王国憲法（1993年9月21日制定）第109条1項、第113条、114条に定められており、また法による裁判の原則は、同法110条2項に定められている。したがって、改めて民事訴訟法典に定める必要はないと考えられる。

1 បទបញ្ញត្តិទូទៅ

修正第 2 稿 05/01/2001

សេចក្តីព្រាងក្រមនីតិវិធីរដ្ឋប្បវេណីនៃព្រះរាជាណាចក្រកម្ពុជា (សេចក្តីព្រាងលើកទី១)

1 បទបញ្ញត្តិទូទៅ

1-1 (គោលគំនិតនៃក្រមនីតិវិធីរដ្ឋប្បវេណី, គោលបំណងនៃបណ្តឹងរដ្ឋប្បវេណី, ការទទួលខុសត្រូវនៃតុលាការ និង គុណតម្លៃ)

修1 23/10/1999

Takeshita Morio

មាត្រា ១ (គោលគំនិតនៃក្រមនេះ)

នីតិវិធីដែលទាក់ទងទៅនឹងបណ្តឹងរដ្ឋប្បវេណី ត្រូវធ្វើតាមបទបញ្ញត្តិនៃក្រមនេះ លើកលែងតែក្នុងករណីដែល ច្បាប់ផ្សេងបានកំណត់ដោយឡែក ។ (1) (2)

(កំណត់)

- (1) សូមមើលមាត្រា ១ នៃក្រមនីតិវិធីរដ្ឋប្បវេណីនៃប្រទេសជប៉ុន ។
- (2) ក្នុងចំណោមចំណុចដែលអនុគណៈកម្មាធិការទទួលបន្ទុកនីតិវិធីរដ្ឋប្បវេណីនៃភាគីម្តង មានសំណូមពរឱ្យចែង ក្នុង "ជំពូក ១ បទបញ្ញត្តិទូទៅ" ចំណុចដែលចែងអំពីឯករាជ្យភាពនៃចៅក្រម មានចែងក្នុងមាត្រា ១០៩ វាក្យខ័ណ្ឌទី១ និងមាត្រា ១១៣ មាត្រា ១១៤ នៃរដ្ឋធម្មនុញ្ញព្រះរាជាណាចក្រកម្ពុជាដែលបានអនុម័តនៅ ថ្ងៃទី២១ ខែកញ្ញា ឆ្នាំ១៩៩៣ហើយ, រីឯចំណុចដែលចែងអំពីការជំរះក្តីដោយគោរពច្បាប់ ក៏មានចែងក្នុងមាត្រា ១១០ វាក្យខ័ណ្ឌទី២ នៃរដ្ឋធម្មនុញ្ញនេះហើយដែរ ។ ដូច្នេះមិនចាំបាច់ចែងក្នុងក្រមនីតិវិធីរដ្ឋប្បវេណីនេះ ម្តងទៀតទេ ។

Code of Civil Procedure (Japan)

Article 1 (Tenor)

Procedures relating to civil actions shall, except as otherwise provided by other laws or ordinances, be governed by the provisions of this Act.



ラオス人民民主共和国

人口：516万人

面積：237,000 平方キロメートル

GNP(一人あたり)：320 米ドル

言語：ラオ語

カンボディア王国

人口：1,070万人(1996年現在)

面積：181,035 平方キロメートル

GDP：292 米ドル(1996年度一人あたり)

言語：クメール語



発行日：平成13年3月27日

発行者：財団法人国際民商事法センター 事務局長 金子浩之

〒107-0052 東京都港区赤坂1丁目6番7号 第9興和ビル別館3F

TEL 03(3505)0525 FAX 03(3505)0833